

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	10	担当課	畜産課
法令名	養鶏振興法	根拠条項	7-1	許認可等の 内容	ふ化業者の登録	
○養鶏振興法				(昭和35. 4. 1 法49) 最終改正 平成16. 6, 2法76		
(ふ化業者の登録)						
第7条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。						
一 ふ化場の施設で農林水産省令で定める基準に適合するものであること。						
二 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有するもので種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。						
○養鶏振興法施行規則				(昭和35. 4. 30 農令18) 最終改正 令和2. 12. 21農水令83		
(ふ化場の施設)						
第8条 法第7条第1項第1号及び第2項第3号のふ化場の施設で農林水産省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。						
1 ふ卵舎						
2 ふ卵器						
3 消毒用施設						
(ふ化場の施設の基準)						
第9条 法第7条第1項第1号の農林水産省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げるふ化場の施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。						
ふ化場の施設		基 準				
ふ卵舎	1 健康なひなを生産するのに十分な換気を行うことができる構造であること。					
	2 床面は、コンクリート敷、板敷又はその他清掃及び消毒の容易な材料を用いたものであること。					
	3 育すう施設がおかれてないこと。					
ふ卵器	健康なひなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調整を行うことができる構造であること。					
消毒用施設	ふ卵舎の出入口には、消毒用の踏み込みが設置されていること。					
(種卵のふ化に関する経験)						
第10条 法第7条第1項第2号の農林水産省令で定める経験は、種卵のふ化に従事した期間が通算して6月以上であることとする						